

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり失職（1件）及び発令（18件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 くりはら 栗原 たくや 拓也
(2) 学 校 名 東京都板橋区立西台中学校
(3) 職 名 教 諭
(4) 年 齢 27歳
(5) 性 別 男

2 失職年月日

令和7年6月19日

3 失職理由

令和6年1月3日から同年10月7日までの間に、16歳未満の者4名に対して、性的姿態等を撮影させる行為を行い、児童ポルノを製造した。これにより、令和7年6月4日、千葉地方裁判所木更津支部において、懲役2年6月、4年間執行猶予の判決を受け、同月19日に同判決が確定した。

4 根拠規定

地方公務員法第28条第4項

II

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 さわだ 澤田 だいき 大樹
(2) 学 校 名 東京都豊島区立池袋第三小学校
(3) 職 名 教 諭
(4) 年 齢 34歳
(5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年9月30日、児童ポルノである動画データを所持した。

III

1 教職員に関する事項

(1) 氏名 すぎもと しおん 杉本 士恩

(2) 学校名 東京都板橋区立蓮根第二小学校

(3) 職名 教諭

(4) 年齢 29歳

(5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和6年2月14日、電車内において、時価合計365,000円相当のリュックサックを窃取した。

IV

1 教職員に関する事項

(1) 氏名 ふじさわ りゅうき 藤澤 竜輝

(2) 学校名 東京都足立区立亀田小学校

(3) 職名 教諭

(4) 年齢 25歳

(5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年3月20日から同年6月19日までの間に、路上において、女性に対し、下半身を露出して見せるなどの行為を行った。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 阿部 貴之^{あべ たかゆき}
- (2) 学 校 名 東京都西東京市立中原小学校
- (3) 職 名 副校長
- (4) 年 齢 51歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年9月3日及び同月4日、駅構内において、女性に対して、その後方から、手に持った動画撮影状態のスマートフォンで、同女性が着用していたスカート内を撮影した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 55歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和4年8月22日及び別の日、ホテルにおいて、勤務校生徒の保護者と性行為を行った。

※ 本件については、生徒及び保護者の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中等教育学校
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年7月3日から同月29日までの間、勤務校等において、同校女子生徒と二人きりの状況で、同生徒に対して、キスをする、身体を触れるなどした。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

VIII

1 教職員に関する事項

- (1) 氏名 かわにし ようすけ 川西 洋右
(2) 学校名 東京都立臨海青海特別支援学校
(3) 職名 教諭
(4) 年齢 46歳
(5) 性別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年7月12日、ドラックストアにおいて、女性に対して、その後方から、手に持った動画撮影状態の携帯電話機で、同女性が着用していたスカート内を撮影した。

IX

1 教職員に関する事項

- (1) 校種 小学校（区部）
(2) 職名 主事
(3) 年齢 24歳
(4) 性別 男

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年4月4日、電車内において、女性に対して、左手の甲で、同女性のでん部を着衣の上から触るなどした。

X

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 東京都公立小中学校事務共同実施支援職員
- (3) 年 齢 73歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年5月7日、令和5年度勤務校児童の返還金である現金124,161円について、同校管理職に相談及び報告を行わず、同校事務室内の金庫から持ち出すとともに、返還手続を怠るなどした。

X I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 23歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年6月15日から同年9月1日までの間に、自宅において、勤務校女子生徒に対して、不適切な内容を含む私的なメッセージを送信するなどした。

X II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年5月22日、自家用自動車内において、勤務校の教育実習生である女性に対して、キスをするなどした。

X III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和4年10月上旬頃の日から同年11月下旬頃の日までの間に、勤務校において、当時同校女子生徒に対して、両手を同生徒の背中に回すなどした。

X IV

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 35歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年5月17日、酒気を帯びた状態で自転車を運転し、路上を走行した。

X V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（島しょ）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 4 5 歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年12月15日、勤務校において、同校女性教員に対して、左手で髪の毛をつかんで引っ張り、転倒させ、同教員に左肘関節打撲傷等の傷害を負わせるなどした。

X VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 4 5 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 1月

3 発令年月日

令和8年3月23日

4 処分理由

令和7年7月17日、近隣小学校の児童を撮影する目的で、居住する団地の別棟に侵入し、非常階段において、デジタルカメラを使用して、水泳の授業中の児童を無断で撮影するなどした。

X VII

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（区部）
- (2) 職 名 副校長
- (3) 年 齢 4 4 歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和 8 年 3 月 2 3 日

4 処分理由

令和 7 年 9 月 9 日、勤務校生徒 1 名分の氏名等の個人情報が記載された個人カード及び成績通知表を入れたクリアファイルを、同校校長の許可を得ることなく、校外へ持ち出し、駅の自動券売機付近に放置して一時紛失した。

XVIII

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 高等学校（多摩地域）

(2) 職 名 主幹教諭

(3) 年 齢 6 0 歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和 8 年 3 月 2 3 日

4 処分理由

令和 7 年 1 1 月 1 7 日、勤務校において、保存年限が満了していない同校生徒 5 8 9 名分のいじめに関するアンケートを細断した。

XIX

1 教職員に関する事項

(1) 校 種 高等学校（区部）

(2) 職 名 教 諭

(3) 年 齢 3 2 歳

(4) 性 別 男

2 処分の程度

戒 告

3 発令年月日

令和 8 年 3 月 2 3 日

4 処分理由

令和 7 年 3 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間、転居に係る住居届の届出を適切に行わなかったことにより、住居手当 1 2 0, 0 0 0 円を不正に受給するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

